

東備地区小学生バレーボール連盟規約

第1章 名 称

第1条 本連盟は、東備地区小学生バレーボール連盟と称する。

第2章 組 織

第2条 本連盟は東備地区小学生バレーボールチーム団体をもって組織する。

第3章 目 的

第3条 本連盟は、東備地区における小学生バレーボールチーム団体を統括し、小学生バレーボールの普及発展を図り、もって小学生の心身の健全な育成に努めるとともに、諸事業を円滑に運営することを目的とする。

第4章 事 業

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- ① バレーボール競技大会の開催
- ② 小学生バレーボール普及発展、技術向上に関する指導、研修会及び講習会の開催
- ③ 関係諸団体との連絡提携
- ④ その他目的達成に必要な事業

第5章 役 員

第5条 本連盟に次の役員を置く。

会長	1名	副会長	若干名
地区長	1名	副地区長	1名
常任理事	若干名	理 事	若干名
監 事	2名	会 計	若干名

(2) 本連盟に、顧問を置くことができる。

第6条 役員の選任は、次による。

- ① 会長、副会長及び地区長、副地区長は、理事会によって選出する。
- ② 地区長は、岡山県小学生バレーボール連盟東備地区代表を兼ねる。
副地区長は、岡山県小学生バレーボール連盟東備地区常任理事を兼ねる。
- ③ 常任理事は、地区理事のうちから1名選出する。ただし、地区長、副地区長は常任理事を兼ねる。
- ④ 理事は、各地区において推薦されたものとする。

⑤ 会計及び監事は、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。

⑥ 顧問は、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。

(役員の職務)

第7条 会長は、本連盟を統括し、連盟を代表する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。

(3) 地区長は、会務を掌握し、理事会・常任理事会の決するところに従い、会務を執行する。

(4) 副地区長は、地区長を補佐し、会務の執行を補助する。また、地区長に事故ある時は、その職務を代行する。

(5) 常任理事は、各地区を代表し、本規約に定められた事項及び地域から付託された事項を理事会に提出、審議する。

(6) 理事は、常任理事を補佐し、常任理事に事故ある時は、その職務を代行する。

(7) 会計は、本連盟の会計収支にたずさわる。

(8) 監事は、本連盟の会計を監査する。

(役員の任期等)

第8条 役員の任期は、2年間とする。ただし、再任を妨げない。

(2) 欠員又は補充により選出された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(3) 役員は、その任期満了後も、後任者が就任するまでは引き続き職務を行う。

(役員の解任)

第9条 役員が次の各号に該当するときは、理事会の議を経て、解任することができる。

① 本人の都合で辞意を申し出たとき

② 心身の故障のため、職務の執行に耐えられないと認められるとき

③ 役員としてふさわしくない行為のあったとき

第6章 会議

第10条 会議は、総会・常任理事会・理事会及び各種委員会とする。

(2) 会議の議決はその構成員の出席及び委任状による過半数の採択により決定する。

(総会)

第11条 総会は本連盟の役員及び本連盟登録チーム代表者をもって構成する。

(2) 総会は、最高の議決機関とする。

(3) 総会は、構成員の過半数の出席によって成立する。

124-4 代え
124-4 代え
124-4 代え

- (4) 総会は、毎年1回開催する。ただし、会長が必要と認めるとき、常任理事会の要求があつたとき及び理事会の3分の2以上の要求があつたとき、会長は臨時に総会を開かなければならない。
- (5) 総会は、会長が招集し、会長が議長となる。

(総会の決定事項)

第12条 総会は、次の各号に関する事項を決議する。

- ① 事業計画及び事業報告
- ② 予算及び決算に関すること
- ③ 役員選任に関すること
- ④ 本連盟規約に関すること
- ⑤ その他重要な事項に関すること

第13条 常任理事会は、理事会へ提出すべき事項を審議し、緊急を要する事項を協議し、執行する。

- (2) 常任理事会は、地区長が招集し、地区長が議長となる。

第14条 理事会は、会長・副会長・地区長・副地区長・常任理事及び理事をもって構成し、本連盟の基本事項を決議する。

- (2) 理事会は、必要により地区長が招集する。ただし、常任理事の要求があつたとき、地区長は理事会を招集しなければならない。

第15条 本連盟に、理事をもって組織する専門委員会を設置することができる。

第3条の目的を達成するため、総務・競技・審判・指導普及及び別に定める特別委員会の各専門委員会をおく。

- (2) 事業の遂行上必要に応じて実行委員会を設けることができる。

第7章 議事録

第16条 会議の議事については、議事録を作成しなければならない。

- (2) 議事録は、総務委員で作成する。

第8章 経理

第17条 本連盟の経費は、次のものをもってあてる。

- ① 登録料 ② 補助金 ③ 寄付金
- ④ 大会参加料 ⑤ その他

第18条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

第19条 本連盟の予算は、総会で決定し、決算は監事の監査を経て、総会の承認を得ることとする。

第9章 雜 則

(規約改正)

第20条 本連盟の規約改正は、総会の承認を得て、これを行う。

(書類・帳簿)

第21条 本連盟に次の書類及び帳簿を備えなければならない。

- ① 収支決算書、会計帳簿、備品台帳
- ② 理事会の議事に関する書類
- ③ その他必要な書類

(慶弔費)

第22条 本連盟の慶弔費は常任理事会で協議・決定する。

附則

本規約は平成2年4月1日より施行する。

平成 5年 4月 1日	一部改正
平成 7年 4月 25日	一部改正
平成17年 5月 26日	一部改定
平成21年 4月 21日	一部改定
平成22年 4月 20日	一部改定